

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	都市の再生を図るための新たな金融支援に関連する特例措置の創設				
税 目	法人税				
要 望 の 内 容	<p>都市再生特別措置法に基づき国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業について、新たに創設する特定目的会社（以下「TMK」という。）に対する金融支援（貸付け）に関する以下の特例措置を創設する。</p> <p>TMKの利益について損金算入し法人税を非課税とする措置</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 § 67 の 14、令 § 39 の 32 の 2、規則 § 22 の 18 の 4</p> <table border="1" data-bbox="874 745 1489 837"> <tr> <td data-bbox="874 745 1222 837">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 745 1489 837">0 百万円 （ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、我が国経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 金融機関等からの資金調達が依然として困難な状況にあるなど、民間都市開発事業は停滞しており、我が国の都市再生をめぐる環境は、改善の傾向は見られるものの、引き続き厳しい状況にある。 このような状況下においては、国が金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、都市の再生が特に必要な地域（都市再生特別措置法における特定都市再生緊急整備地域（仮称）、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域）における民間都市開発を促進し、優良な市街地の形成と都市機能の維持・増進を図る必要がある。</p> <p>i) 「特定都市再生緊急整備地域（仮称）及び都市再生緊急整備地域における金融支援措置」 ・ 資金流入の減少等による民間都市開発事業の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、都市の魅力向上等に資する優良な民間都市開発事業を推進することを通じて我が国の活力の源泉である都市の活性化を図っていくことは、今日的な政策として合理的である。</p> <p>ii) 「都市再生整備計画区域における金融支援措置」 ・ 公共投資の縮減等により地方経済全体が収縮するとともに、リーマンショック以降の景気後退が依然として深刻であるなど、地方における民間プロジェクトの採算性は引き続き厳しい状況に置かれている中、優良な民間都市開発事業の支援を通じて全国における地域活性化を推進していくことは、今日的な施策として合理的である。</p> <p>iii) 「新成長戦略等における位置付け」 ・ 「新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)」における「成長戦略実行計画(工程表)」においては、早期実施事項(2010 年度に実施する事項)として、「民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等」が位置付けられている。 ・ 「国土交通省成長戦略」（平成 22 年 5 月 17 日公表）において、「開発が長期にわたる優良プロジェクトについて、民間金融機関の長期融資が付かない現状を踏まえ、特に調達が困難なミドルリスク資金供給の円滑化など安定的な金利で長期に資金調達ができる方策を検討する。」とされるとともに、「各地域の都市・まちにおいては、財政制約が厳しい中、公共事業依存から脱却し、自発的・自立的に地域の個性と強みを活かして地域のポテンシャルを活性化させていく必要がある」とされている。</p>				

		<p>これらを踏まえ、国が金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、都市の再生が特に必要な地域（都市再生特別措置法における特定都市再生緊急整備地域（仮称）、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域）における民間都市開発を促進し、優良な市街地の形成と都市機能の維持・増進を必要がある。</p>
<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>合 理 性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進する</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市の再生が特に必要な地域において、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図るとともに、我国経済の活性化を図る。 → 民間都市開発の誘発係数 目標値 :16 倍(平成 19 年から平成 23 年までの 5 ヶ年平均) 平成 21 年度末 :12.8 倍(平成 19 年から平成 21 年までの実績)</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>恒久措置</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市の再生が特に必要な地域において、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図るとともに、我国経済の活性化を図る。 → 民間都市開発の誘発係数 目標値 :16 倍(平成 19 年から平成 23 年までの 5 ヶ年平均) 平成 21 年度末 :12.8 倍(平成 19 年から平成 21 年までの実績)</p>
		<p>政策目標の達成状況</p> <p>当該特例措置により都市開発事業を実施するTMKに対する金融支援（貸付け）が有効な金融手段となることから、民間都市開発が一層促進され、優良な都市開発事業が誘発されていくことになるため、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p>
		<p>有効性</p>
<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>（適用数） 平成 23 年 0 件、平成 24 年 2 件、平成 25 年 4 件</p> <p>（減収見込額） 0 百万円 ※ 本特例措置は、民間都市開発機構からの貸付けを有効にすることを目的としており、新たな減収が発生するものではない。</p> <p>（適用事業者の範囲） 民間都市開発事業を施行する特定目的会社</p>		
<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p> <p>当該特例措置により、民間都市開発推進機構から貸付を受けて都市開発事業を実施するTMKの利益に対する二重課税を回避することが可能になることで、TMK に対する金融支援（貸付け）が有効な金融手段となることから、都市開発事業者が安定的な金利で長期に資金調達が可能となり、一層都市開発事業が促進され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上が図られる。</p>		

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	① 民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 【平成 23 年度要求額（政府保証債及び政府保証借入れ）：630 億円の内数】 ② ①の金融支援を実施するための引当金 【平成 23 年度予算要求額：50 億円（630 億円全体に対する引当金）】
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	金融支援措置（貸付け）は事業立ち上げ支援を行うためのものであり、一方、本特例措置は事業継続に当たっての利益配分の円滑化のため行われるものであるため、これらの措置は明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・本特例措置は、金融支援措置（貸付け）と併せて実施されるものであるが、当該金融支援措置は事業立ち上げ支援を行うためのものであり、一方、本特例措置は事業継続に当たっての利益配分の円滑化のため行われるものであるため、これらの措置は明確な役割分担がなされている。 ・本特例措置は、特定都市再生緊急整備地域（仮称）等の政策的な地域における優良な都市開発事業に限って行われるものであり、都市の再生を図るという政策目的の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規	